

令和 8 年度 第 2 回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和 8 年 6 月 18 日（木）午前 11 時 10 分～午前 11 時 53 分
- (2) 場 所：熊毛支庁第 3 会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。
- (3) 鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (4) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和8年度 第2回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和8年6月18日（木）午前11時10分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	欠席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	欠席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 8

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	川畑 真司
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和8年6月18日午前11時10分開会

【開会】

○ 川畑事務局長

それでは定刻になりましたので、令和8年度第2回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、WEB会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

なお、本日は委員10人中8人の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は事務局として県水産振興課栽培養殖係の槐島技術専門員、漁業監理係の吉田技術主査がWEBでの出席、そして柿木田水産技師が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）」ほか計4件となります。

それでは、開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

皆さん、こんにちは。会長の伊東でございます。

梅雨のさなか、大変足元の悪い中ですね、お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の協議事項につきましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 川畑事務局長

ありがとうございました。

それでは早速、議事の方に入らせていただきます。

座長につきましては、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項によりまして、会長が務めることとなっておりますので、伊東会長よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いいたします。

議事に入ります前に今回の委員会の議事録署名者を私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同
異議なし。

○ 伊東委員
それでは、今回は浦邊委員と稲盛委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について、諮問事項であります。事務局からの説明をお願いします。

○ 柿木田水産技師
水産振興課の柿木田です。座って説明させていただきます。
お手元の資料 1 をご覧ください。

まず、本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 239 号、令和 8 年 6 月 9 日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）、このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 26 7 号）第 16 条第 2 項に基づき貴委員会の意見を求めます。また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

それでは、めくっていただいて別紙 1 をご覧ください。

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等についてということで、まず、この令和 8 管理年度というのが、令和 8 年 7 月から令和 9 年 6 月までを指す年度となっております。

1 本県に配分された漁獲可能量ですが、県全体で 8,200 トンという枠が今回示されており、それを 2 の県資源管理方針の配分方法に基づいて配分をいたします。具体的な配分の数量としましては、本県に配分された 8,200 トンのうち、9 割となる 7,380 トンを中段の表に示しますまき網漁業とその他漁業における漁獲実績の 3 カ年の平均の比率、まき網漁業が 88.6%、その他漁業が 11.4%にそれぞれをかけまして、3 の表にある設定案のとおりまき網漁業が 6,500 トンとその他の漁業が目安数量として 880 トン、県留保枠が残りの 820 トンということで按分しようと考えております。

今後は関係する漁業調整委員会の方に諮問、答申をいただきまして、農林水産大臣の承認を経て県公報によって告示したいと考えております。

続きまして別紙 2 をご確認ください。

こちらは、県の知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、事前に皆様の意見を聴くための資料となっております。

資料の中段に県の資源管理方針の別紙の抜粋を載せているのですが、その 2 段落目

に下線を引いてあります。

また、県内知事管理区分間や他県等の融通により、知事管理漁獲可能量が変更される場合は、あらかじめ鹿児島及び熊本海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により知事管理区分の配分量を変更するものとし、とあり、このあらかじめ定めた方法というものを2の具体的な取り扱いに示すとおりとしようと考えております。

具体的には2パターン、大きく変更があると考えておりまして1つめが（1）本県への追加配分または他県から融通を受ける場合です。この場合は先ほどお話した、まき網漁業が88.6%、その他の漁業が11.4%といった当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で追加配分された数量を配分しようと思います。なお、現行水準についても同様の対応としますという考え方です。

続いて（2）他県等へ融通する場合です。これについては、配分を受ける者の合意があった場合に、その合意があった数量を減らして県の留保枠に移し替えた後に、農林水産大臣に届け出て、国との手続きを行っていくということを考えております。

そして（3）海区漁業調整委員会への報告です。（1）、（2）の融通だったり、配分を受けた場合は、まず県のホームページ若しくは県の公報で公表しまして変更後に開催される鹿児島、熊本海区漁業調整委員会に報告をさせていただくと考えております。

最後にその他ですが、先ほどお示した（1）と（2）以外の変更をする場合については、鹿児島及び熊本海区漁業調整委員会の両会長の意見を聴きまして変更を行うこととしたいと考えております。

なお、この取扱いにつきましては、令和7管理年度も同様の考え方で執行しておりまして、令和8管理年度においてもその方向性というものは変わっておりません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問等はございませんか。

それでは意見もないようですので、議題1 まさば及びごまさば暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）は原案の内容とおりに定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○ 委員一同

異議なし

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

次に議題2 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について、協議事項であります。事務局からの説明を求めます。

○ 赤塚書記

はい。事務局の赤塚です。

右肩に資料２とある資料をご用意ください。

議題２です。全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について。こちら協議事項です。１ページをお開きください。

こちらに全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題案に係る概要を示してございます。

まず、１の手続きの流れについて説明します。（１）今回協議する提出議題は、来年度、令和９年度の要望事項となります。（２）例年、以下の手続きを経ています。

まず、連合海区事務局案を作成し、各海区事務局へ委員会協議を依頼。各海区で委員会を開催し、協議結果後、連合海区へ回答します。本日はこの（イ）の部分になっております。この各海区会長の回答を受け、連合海区を開催し、差し風決定する流れになります。こちらの連合海区漁業調整委員会は７月１６日に開催予定とされております。

次に２提出議題案についてです。

まず、（１）大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（継続）次に（２）日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について、こちらも継続です。（３）太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について、こちらも継続となります。

この３つを事務局案としてございます。３つの議題につきましては、例年要望しておりまして、今年度も継続して要望するものです。

３ 協議内容についてです。今、上に示しました２の提出議題案は、このとおり継続要望するかどうかに加えて、九州ブロック会議において話題提供や議論すべき項目、国への新規要望事項について、ご協議をお願いしたいと考えております。

２ページをお開きください。こちらに鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局から鹿児島県にあります鹿児島、熊毛、奄美大島海区の３海区の漁業調整委員会事務局への依頼文、３～５ページは２の提出議題案に示しているものの詳細、６ページは要望に関する留意点、７ページ以降に今年度全国海区漁業調整委員会連合会から共有された要望書を添付しております。関連する部分を赤い四角で囲んでおります。後ほどお目どおしく下さい。事務局からの説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

それではご意見もないようですので、事務局案のとおり全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の議題を提出します。

次に議題３ 鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について、報告事項であります。事務局からの説明をお願いします。

○ 槐島技術専門員

県庁水産振興課栽培養殖係の槐島と申します。

私からは、議題 3 の鹿児島県魚類養殖指導指針の改定についてをお手元の資料 3 に沿って説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

この鹿児島県魚類養殖指導指針につきましては、今年の 4 月 1 日付で改定を行ったところでございます。

今回、熊毛海区漁業調整委員会のお借りしまして、当該指針の改定について説明、報告させていただきます。

資料につきましては、表紙をめくっていただきまして、1 枚紙の鹿児島県魚類養殖指導指針の改定についてという概要資料と、2 枚目以降の横長の鹿児島県魚類養殖指導指針改訂新旧対照表の 2 つになります。

説明にあたっては、概要資料と新旧対照表をいったりきたりしたりする形になりますが、なるべくゆっくりわかりやすい説明に努めさせていただきます。

説明が長くなると思いますが、どうぞご容赦ください。

まずは概要資料の 1 の鹿児島県魚類養殖指導指針の改定背景について説明をさせていただきますが、その前にこの魚類養殖指導指針とは何かということの説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開きください。

右側の改定前の冒頭に、当該指針の趣旨が記載されております。

この中の 3 段落目、今後、コンマというところの書き出しになってくるんですが、ここに指針の目的が記載されておまして、当該指針については、本県の魚類養殖業の持続可能な振興を図るため、適正な漁場計画を樹立するとともに、漁場管理及び養殖管理の適正化を強力に推進していく必要があります、その基本事項を明確にすることを目的に定められたものとなっております。

具体的な指針の内容としましては、養殖生簀の配置等に係る養殖漁場の利用について、それから、養殖漁場環境の監視や適正放養量の設定に係る養殖場の環境管理について。また、飼育管理や餌料対策、魚病対策等に係る養殖管理について、それから養殖業者の経営対策について、その他鹿児島県魚類養殖協議会の設置等に係る魚類養殖適正化のための推進体制についてなどが定められているところでございます。

それでは、概要資料の方にお戻りください。

それでは今般、当該指針をなぜ改定する必要があるのか、まずはこの改定の背景について概要資料で説明をさせていただきます。

まずは、1 の（１）、現在の養殖実態との乖離でございます。

現行、改定前の魚類養殖指導指針につきましては、昭和 53 年 4 月に施行されて以降、大幅な改定がなされておらず、餌や環境の変化、養殖技術の進歩等により、当時設定されていた生簀内放養密度や、生餌として設定されていた餌料対策などが、現在の養殖実態にそぐわない状況となっているところです。

次に（２）の持続的養殖生産確保法に基づく、漁場改善計画との関連です。

今回の改定を背景としてはこの（２）が最も大きな改定の理由となります。

まず現在県内の各養殖漁場におきましては、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定し、持続的な養殖漁場の利用に努めていただいているところです。

この漁場改善計画の中で、各漁場では、適正養殖可能数量、つまり、1年間で新たに放養できる尾数を設定しているところですが、令和7年3月に、持続的養殖生産確保法の運用が改定され、これまで国が定めていた適正養殖可能数量の設定方法が廃止され、都道府県で設定を定めることとなりました。

そこで新たな設定方法を定めるにあたり、(1)でお話したとおり、現状にそぐわない状態の魚類養殖指導指針と現在の養殖実態との整合を図る必要が出てきたところでございます。

それからもう1点、改定の大きな理由となったのが、(3)の近年の環境変動、特に夏の高水温への対策です。

近年は夏場の高水温の影響により、特に鹿児島湾において、養殖魚の成長不良や魚病の増加などの影響が出てきているところで、その対策として、生簀の大型化等による薄飼いが求められているところですが、現在の魚類養殖指導指針では、鹿児島湾の一部海域において、生簀台数の制限が設けられており、飼育環境の悪化が懸念されているところでございます。

以上の背景により、今般、当該指針を改定することとなったところでございます。

では、具体的にどのように見直していくかということを説明させていただきます。

概要資料2の改定の概要についてです。

ここからは、指針の各項目ごとに具体的な改定の概要について、新旧対照表も見ながら、改定前の内容と併せて説明させていただきます。

まずは、改定の概要2の(1)、項目1の養殖漁場の利用についてになります。

ここでは大きく2ヶ所、①の生簀台数の制限から養殖尾数への制限への変更、それから、②の単位面積当たりの生簀台数制限が改定の大きなポイントとなります。

まずは①について、新旧対照表の1ページをお開きください。

新旧対照表の右側の改定前の箇所ですが、1の(1)、漁場計画の策定でアの特定海域とあります。

改定前の指針では、ここで鹿児島湾北部海域を特定海域A、山川湾を特定海域Bと定め、下の(ア)にありますとおり、特定海域Aについては、生簀台数を2,495台以内。

特定海域Bについては165台以内と生簀台数を制限しているところです。

しかし、先ほど説明しましたとおり、近年の夏季の高水温対策として、養殖魚の薄飼いが求められている中、現状の養殖生簀台数の制限は、夏季の高水温下では、飼育環境の悪化を招く懸念があるところでございます。

それでは、生簀台数の制限をどのように見直すかということで、今回の改定では、養殖尾数の制限へ変更することとしました。

この養殖尾数の制限につきましては、もともとの持続的養殖生産確保法に基づき、県内の養殖漁場ごとに漁場改善計画を策定しており、その中で適正養殖可能数量、つまり1年間に放養できる養殖用種苗の尾数を制限しているところです。

そこで今回、特定海域における生簀台数の制限を取り払うかわりに、漁場改善計画

に基づく放養尾数の制限を盛り込むこととし、放養尾数を制限することで、養殖漁場環境の負荷を増加させないこととしました。

具体的には、新旧対照表 1 ページの左側、改定後の 1 の（１）のアの（ア）になりますが、特定海域の 1 年間の新規放養尾数は、これまで定められてきた適正養殖可能数量を上限とする。という内容に改定しております。

具体的な尾数につきましては、2 ページの上部に、特定海域における 1 年間の新規放養尾数の上限ということで表として、記載をしております。

なお、今回の改定で、当該指針からは特定海域における生簀台数の制限の記述はなくなりますが、今後も漁業権の切り換えに策定する海区漁場計画において、区画漁業権の免許台数を定めるため、生簀台数の制限が全くなくなるわけではございません。

そのため、その上での記述を、表の下部に米印で記載をしております。

米印の方では当該漁場における区画漁業権の免許台数については、漁業権の切り替え時に策定する海区漁場計画において定める。と記載をしております。

その点をご留意いただければと思います。

続きまして、②の単位面積当たりの生簀台数制限の削減についてです。

該当箇所は新旧対照表の 2 ページの右側、改定前の部分の一番下のアの生簀設置台数の箇所になります。

改定前は、有効漁場面積 1 ヘクタール当たりの生簀台数は、8 メートル生簀換算で 15 台以内と定められておりますが、左側の改定後では、削除をしております。

また、改定前の部分につきまして新旧対照表、3 ページの一番上部にあるイの生簀の配置につきましても、改定後では記述を削除しております。

その代わり、改定後におきましては、2 ページ下部の（２）適正な漁場利用の文章の中で、漁場管理者は潮通しの良いように、小割生簀を設置するなど、適正な漁場利用を図るということとしております。

以上が、項目 1 養殖漁場の利用についての改定の内容となります。

概要資料の方にお戻りください。

次に 2 の（２）、2 養殖漁場の管理について、具体的な改定の内容を説明させていただきます。

この項目では大きく 2 ヶ所、①の漁場の類型評価と適正放養量の設定を廃止、②の新たな養殖漁場の環境基準の設定が改定のポイントとなります。

まず、①の漁場の類型評価と適正放養量の設定の廃止について説明いたします。

該当箇所が新旧対照表の 3 ページになります。

3 ページ右側、改定前の 2 の養殖漁場の環境管理についてですが、改定前では、まず（１）の漁場の類型評価において、漁場環境評価表として、水質・底質の環境基準を定め、各漁場の漁場環境調査結果をもとに漁場それぞれ、A 類型、B 類型、C 類型と類型評価を行うこととなっております。

次に新旧対照表の 4 ページをお開きください。

真ん中下の（２）適正放養量になります。

ここのアに類型別放養量とありますが、（１）で類型評価された漁場は、それぞれ類型に応じ、1 ヘクタール当たりの放養量は A 類型であれば 40 トン、B 類型であれ

ば 32 トン、C 類型であれば 20 トンと放養量が定められる仕組みとなっております。

この（２）の適正放養量について、より詳しく説明をさせていただきますと、最も評価の高い A 類型で、1 ヘクタール当たり 40 トン、ブリの出荷サイズを 4 キロとすると、出荷サイズのブリ類を 1 ヘクタール当たり 1 万尾放養できるという計算となります。

しかし、現行の指針では、1 ヘクタールに設置できる生簀台数を 8 メートル換算で 15 台以内となっており、ここから計算しますと、最も環境のよい A 類型においても、生簀 1 台当たり放養できる出荷サイズは 666 尾という計算になります。

この放養可能尾数につきまして、現在の養殖実態においては、8 メートル角生簀で 1 台当たり 2,000 尾程度飼育できる状況となっております。昭和 53 年に当該指針で定められた適正放養量は、当時より技術が進行している現状の養殖実態とかけ離れた状況となってしまっているところでございます。

そこで、今回の改定では、現状とかけ離れた漁場の類型評価と適正放養量の設定を廃止することとしました。

では、漁場の環境評価についてはどのようにするのかということで、改定の概要の②のとおり新たに養殖漁場の環境基準の設定をすることとしました。

それが、新旧対照表の 3 ページになりますが、3 ページの左側、改正後の 2（１）。漁場の水質・底質等の基準でございます。

この養殖漁場の環境基準につきましては、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針や日本水産資源保護協会が定める水産用水基準などで環境基準が定められているものがございます。

今回はそれらの既存の環境基準を反映させ、すべての養殖漁場が一律に遵守すべき基準を設けることといたしました。

また、漁場環境基準の見直しに関連する箇所として新旧対照表の 5 ページをご覧ください。

（３）漁場環境監視のイ水質・底質状況の報告等の箇所になります。右側の改定前では、COD が C 類型の基準を超えた場合は給餌制限、または中止するとともに、回復するまでは新規の放養は行わないこととなっております。

今回の類型評価の廃止にあたり漁場環境が悪化した場合の対応をどのようにするかということになりますが、ここにつきましては、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に係る運用通達という水産庁長官通知において、状態が著しく悪化している養殖漁場の基準というものが設けられており、この基準を使うこととしました。

それが 5 ページの左側、改定後の（３）のイの（ア）から（ウ）になります。

朱書きで記載しておりますが（ア）水中における DO は 2.5ml/l を下回っている。（イ）水底における硫化物が 2.5 mg/g を上回っている。（ウ）生簀等の養殖施設の直下については、半年以上ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息していない。という基準を設けてるところでございます。

今回の改定につきましては、この（ア）から（ウ）の状態が著しく悪化している養殖漁場の基準に 1 つでも該当した場合は、給餌を制限または中止するとともに、2 の（１）で、新たに設けた遵守すべき水質・底質の基準まで回復するまでの間、新規の

放養は行わないという内容とすることとしました。

以上が、項目 2 の養殖漁場の環境管理についての概要となります。

概要資料の方にお戻りください。

続きましては、項目 3、養殖管理についての改定概要について説明をいたします。

2 の（3）項目 3 養殖管理についてです。

この項目では大きく 2 ヶ所、①の生簀内放養量放養密度の廃止と②の現状に合わせた餌料対策と魚病対策の見直しが改定のポイントとなっております。

まず、①の生簀内放養量放養密度の廃止について説明をさせていただきます。

該当箇所は、新旧対照表の 6 ページになります。

右側の改定前の 3 の（1）、ア 生簀内放養量等の中の（イ）において、生簀内の放養量は漁場環境の良好な漁場で、1 m³当たり下表の数値を最高限度とすることとあり、魚種別の最高限度放養量放養密度が一覧表で定められております。

この中で、例としてブリ類について説明をさせていただきますと、生簀内の放養密度は 1 m³当たり 8 kg の上限が定められています。

このブリ類の出荷サイズを 4 kg と仮定しますと、1 m³当たりの放養尾数は 2 尾となります。

8 m 角生簀ですと、8 m×8 m×8 m で 512 m³となりますので、1 生簀当たり飼育できる出荷サイズは 1,024 尾という計算になります。

これにつきましては先ほど適正放養量のところでも説明をしましたが、現在の養殖技術では、1 生簀当たり放養可能な出荷サイズが 2,000 尾程度であることを考えますと、やはり現在、指針で定められている生簀内放養量放養密度は現状からかけ離れてしまっているという状況になります。

では、新たに放養密度の一律の基準を設けるかということで、今回の改定にあたって、県内の各漁場の放養密度の実態を調査したところですが、県内の様々な漁場環境において、放養密度はそれぞれ大きく異なっていること、また、遵守すべき放養密度を定めた、文献等も見当たらないことなどから、県内漁場は一律に遵守すべき放養密度を設定するのは困難との判断となりました。

そこで、今回の改定におきましては、そのまま左側の改定後の箇所になりますが、魚種別最高限度放養量は廃止することとし、生簀内の放養密度については、夏季の成層期など漁場環境の厳しい状況では薄飼いを実施し、魚のストレス低減に努めることという努力目標を設定することとしました。

以上が①生簀内放養量放養密度の概要となります。

次に、②の現状に合わせた餌料対策と魚病対策の見直しについて説明をします。

該当箇所は新旧対照表が 7 ページとなります。

7 ページの右側、改定前の（2）の餌料対策について、ア餌料の入手及び解凍処理方法、イ調餌及び投餌とあり、内容を見ていただけるとご理解いただけると思いますが、この餌料対策は、生餌にかかる内容となっております。

また、8 ページにつきましては、ブリ養殖やマダイ養殖における基準投餌料が細かく設定されているところでございます。

この現行の内容につきましては、配合飼料など、より漁場環境の環境負荷の低い餌

料への転換を図ろうとしている現在の養殖実態とはそぐわない内容となっていることから、この生餌に係る餌料対策を大幅に見直すこととし、左側の改定案では、養殖業者は、漁場への有機物負荷を低減するため、給餌量の適正化に努めるとともに、固形配合飼料等、有機物負荷の比較的少ない飼餌料の使用に努めるものとする。というシンプルな文章に改定することとしました。

なお、当該文章については、水質・底質の基準の際に参考とした、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針から引用をしております。

次に、魚病対策についてです。関連箇所は、新旧対照表 9 ページから 10 ページになります。

まず右側の改定前では、魚病対策として 9 ページに、ア種苗の選定、イ発病時の処置の項目が設けられております。

しかし、近年では蔓延した場合、養殖魚等に重大な損害を与える恐れのある特定疾病、また既知の伝染性疾患とは明らかに異なる新疾病の対策が求められているところでございますが、さきに紹介した、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針においては、これら特定疾病、新疾病の対策は盛り込まれているところでございます。

そこで今回の改定におきましては、これまでの種苗選定、発病時の処置について、現状に合わせた改定をしつつ、10 ページの左側が改定後で、新たに特定疾病や新疾病の蔓延防止対策等について盛り込むこととしました。

これらの改定により、魚病対策についてはかなりボリュームが大きくなることから、新たに 3 養殖魚の魚病対策についてということで 1 つの大きな項目を設けることとしました。

以上が、項目 3、養殖管理についての改定の内容となります。

概要資料にお戻りください。

続きまして、項目 4、経営対策についての改訂の概要について説明をさせていただきます。

概要資料において、当該項目について項目全体の削除を記載しておりますが、当該箇所は、新旧対照表の 11 ページになります。右側改定前では、（１）流通対策、（２）経営対策、（３）協業化の推進という 3 つの項目を設定しております。

この内容につきましては、昭和 53 年当時の養殖業黎明期に、各養殖業者を手取り足取り指導するために策定されたものとなっており、現在、本県では、日本有数の養殖生産地として、各養殖業者がそれぞれ先進的な取り組みを行っている状況にあり、改定の協議をする中で、経営対策についてはわざわざ指針で定める必要はないという判断に至りまして、今回の改定にあたって、この経営対策に係る項目は、指針からすべて廃止削除することとしました。

最後に項目 5、魚類養殖適正化のための推進体制についてです。

この項目につきましては、魚類養殖適正化を協議するための魚類養殖協議会の設置と、指導体制の整備について定められているところであり、今回の改定では、前の 4 項目の改定に係る軽微な文言修正のみとなっているところでございます。

以上が当該指針の改定の概要となります。

なお、今回の指針の改定につきましては、今年 2 月 2 日に開催された鹿児島県魚類

養殖協議会において承認を受け、3月中に関係機関への説明を行った後、4月1日付で改訂版を刷新を行い、関係機関へ通知を行ったところでございます。

以上で鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について説明を終わらせていただきます。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了します。

次に、議題4 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について、報告事項であります。

事務局からの説明を求めます。

○ 柿木田水産技師

はい。

水産振興課漁業監理係の柿木田です。座って説明させていただきます。

お手元の資料4をご用意ください。

表紙をめくっていただいたところが、説明資料となっております。

まず、今回変更に至った理由ですが、1つが大中型まき網漁業で2,000トン融通したものです。

もう1つが、関係者合意に基づく追加配分を受けたものとなっております。

今回は短期間に2回変更がありましたので、まとめて報告いたします。

まず1つ目の変更である大中型まき網漁業への融通ですが、鹿児島県まき網漁業協同組合の合意の基、まき網のまさば及びごまさば漁業から2,000トンの融通を行いました。

この融通によって、鹿児島県の漁獲可能量は10,000トンになりました。

その後、数量明示関係者の合意に基づきまして、国から1,300トンの追加配分があり、県全体の漁獲可能量は15,300トンとなりました。

変更後の配分が4番のとおりとなっております。

追加配分のあった1,300トンの9割にあたる1,170トンを、当初の配分比率であるまき網に88.8%、その他漁業11.2%で案分しまして、変更後はまき網漁業が8,600トン、その他漁業が1,370トンで、県の留保枠が1,330トンとなりました。

今回の変更につきましては、県内の関係者へ報告済みとなっております。

以上で報告を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

それでは、ないようですので、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたします。

その他、委員の皆様から、ご意見・ご質問等はありませんか。

それでは、他にないようでございますので、私の役目を終わります。

ご協力ありがとうございました。

○ 川畑事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第２回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

令和８年６月１８日午前１１時５３分閉会